

参議院議員通常選挙の

投票日は7月11日(日)です

投票時間 午前7時～午後8時

投票できる人

現在の住所で投票できる人は、昭和59年7月12日以前に生まれ、平成16年3月23日までに葉山町に住民登録をした人です。平成16年3月24日以降に転入した人は、前住所地の投票所で投票することができます。

投票所入場整理券

有権者には投票所入場整理券が郵送されます。この券には投票所名等が記載されていますので確認の上、指定された投票所へお出かけください。入場整理券が届かない時や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

投票所

下記の10ヶ所。

※3ヶ所の投票所が変更となりました。

第2投票所（上山口地区）

上山口小学校が上山口会館に。

第6投票所（堀内地区）

森戸神社入口仮設建物が光徳寺仮設建物に。

第8投票所（長柄地区）

長柄消防団詰所が長柄下会館に。

期日前投票（不在者投票）

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭など、やむをえない事由で投票所へ行けない人は、期日前投票を利用してください。

●投票期間

6月25日(金)～7月10日(土)

●投票時間と場所

毎日午前8時30分から午後8時

葉山町消防庁舎1階玄関協会議室

●持参するもの

投票所入場整理券（お手元に届いている場合はご持参ください）

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳を持ち、または、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が

要介護5である者と記載されている人も郵送等による不在者投票ができます。

●身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害程度が一級若しくは二級。また、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障害程度が一級若しくは三級。また、別に県知事が発行した証明書をお持ちの人。

●介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者と記載されている人。

●郵便等による不在者投票ができる人で、自ら投票の記載ができない人として定められた①又は、②に該当する人も選挙管理委員会に届け出ると投票することができます。

①身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が一級として記載されている人。

②戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までとして記載されている人。

ただし、選挙管理委員会の郵便投票証明書・代理記載の届出書が必要になりますので、事前に申請してください。

選挙公報の配布

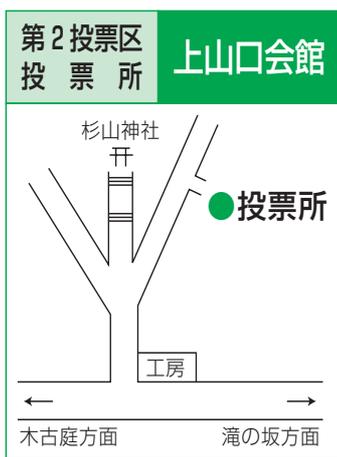
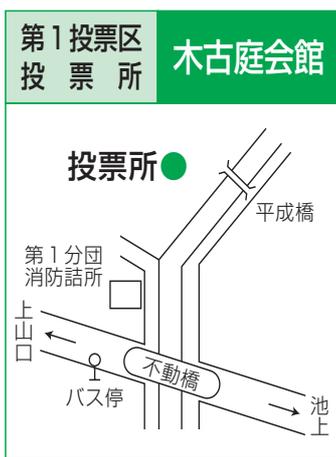
選挙公報は、朝日、読売、毎日、神奈川、東京、産経、日本経済の七新聞

による新聞折込みです。七新聞の購読をされていない世帯の人は選挙管理委員会までお知らせいただくか、町内の公共施設、スーパー、銀行、商店などにも配置しますのでご利用ください。

問合せ 葉山町選挙管理委員会

☎内線二六一

次のところが投票所です



春の叙勲・褒章

平成十六年春の叙勲・褒章により、葉山では次の三人の方々が+受賞されました。

瑞宝单光章

浮田 毅平さん



元神奈川
県警察警
部。まちの
治安維持に

尽力。危険業務従事者として受賞されました。

瑞宝单光章

知久 興正さん



元神奈川
県警察警
部。横浜横
須賀道路衣

笠料金所長等を歴任。危険業務従事者として受賞されました。

瑞宝单光章

松本 義さん



元神奈川
県警察警
部。交通警
察分野にお

いて治安維持に尽力。危険業務従事者として受賞されました。

県民功労者表彰

平成十六年度県民功労者表彰が発表され、葉山では次のお二人が受賞されました。

環境衛生の向上に尽力

山崎 實さん



理容業に携わるとともに、神奈川県理容生活衛生同業組合理事長等を歴任し組織の充実強化と経営の安定化に優れた成果をあげるなど、保健衛生の向上に尽力されました。

交通安全活動に尽力

沼田 義久さん



葉山町交通安全協会会長等として交通安全思想の普及啓発活動を積極的に推進するなど、地域における交通事故防止に優れた成果をあげられました。

第6投票区 投票所 光徳寺 仮設建物

県道森戸海岸線
←御用邸方面 逗子方面→
投票所 ●
向原交差点
←役場方面 風早橋方面→

第5投票区 投票所 葉山町役場

向原
葉山小学校
消防署
バス停
投票所 ●
葉山町役場
葉山大道

第4投票区 投票所 役場跡地 仮設建物

葉山大道
バス停
投票所 ●
玉蔵院 卍
コンビニ
御用邸

第3投票区 投票所 下山口会館

御用邸
投票所 ●
葉山公園入口
長者ヶ崎
上山口

第10投票区 投票所 葉桜児童館

逗子
投票所 ●
桜山低区配水池
イトーピア
才戸坂上
葉桜会館・葉桜児童館
逗葉新道

第9投票区 投票所 長柄会館

御霊神社 卍
投票所 ●
葉桜方面
逗葉新道
川久保
長柄橋

第8投票区 投票所 長柄下会館

長柄トンネル
逗子方面
投票所 ●
長柄交差点
森戸川
川下橋
下小路橋
風早橋
GS
役場方面

第7投票区 投票所 堀内会館

投票所 ●
明照幼稚園
相福寺 卍
堀内児童遊園
元町バス停

国民健康保険料納入通知書の送付について

国民健康保険の加入者に対し、七月に本算定納入通知書を送付いたします。本算定（七月にお知らせする保険料額）は、今年の町民税所得割額に基づき、一年間の保険料を再計算した通知です。
また、年度の途中で被保険者等に異動が生じた場合は、随時変更し、新たに納入通知書を送付します。

国民健康保険・老人医療 自己負担額が減額されます

入院したとき、国民健康保険・老人医療の自己負担額が減額されます。減額には、減額認定証を医療機関に提出する必要があります。左記に該当する時は、申請をしてください。審査を行い該当した場合には、減額認定証を発行します。

国民健康保険 ●入院時の食事負担額が減額されます。

対象 国民健康保険の被保険者（老人医療加入者を除く）で非課税世帯等の
減額（一日あたり）

- ①九〇日まで：六五〇円
- ②九一日以上：五〇〇円等

老人医療 ●入院時の食事負担額が減額されます。

対象 老人医療加入者で非課税世帯等の
減額（一日あたり）

- ①九〇日まで：六五〇円
- ②九一日以上：五〇〇円等

●入院時の医療費負担金も、減額されます。

対象 老人医療加入者で非課税世帯等の
減額（一医療機関、一月あたり 二四、六〇〇円等）
問合せ 町民課 ☎内線二二七・二一八

省エネにご協力を

これから暑い季節がやってきます。一年のうちで最も電力消費が増える時期です。

そこで、電力の需給状況が厳しくなり、地球温暖化防止の観点からも、冷房は二八度を目安にして設定温度をこ

まめに調節するなどして、もう一度くらしを見直しましょう。

また、町では、冷房温度を二八度に設定し、軽装での執務を行うなど、夏のワーキングスタイルを率先して行っています。

＜夏らしいライフスタイルの実践例＞

○夏は、暑い季節にふさわしい軽装に

介護保険料（本徴収）のお知らせ（六五歳以上の方）

七月上旬に六五歳以上の皆さんへ介護保険料の通知書又は納付書を送付します。ご自分の納付方法と納付金額をご確認ください。

保険料の納め方は：

納め方には、受給している年金から差し引かれる「特別徴収」と、口座振替か納付書による納付の「普通徴収」があります。

特別徴収の人は、二カ月ごと（四月、六月、八月、十月、十二月、二月）に受給する年金から、自動的に二カ月分の保険料が差し引かれますので、金額の確認をお願いします。

普通徴収の人は、役場から送付される納付書で銀行や郵便局等の金融機関へ納付をお願いします。なお、口座振替をご利用の人は、指定口座から自動的に引き落としとなりますので、金融機関へ出向いていただく必要はありません。

●特別徴収は、四月一日現在、六五歳以上で、受給している年金が年額一八万円以上の人です。

※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金は特別徴収になりません。

●普通徴収は、特別徴収以外の人です。

※年度の途中で六五歳になる人、転入した人、年金の受給が始まった人も普通徴収になります。

●災害、失業、倒産などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

送付するものは：

納め方により、お手元に届くものが違います。

●特別徴収の人

「介護保険料（本徴収）決定通知書兼特別徴収開始通知書」

●普通徴収の人

「介護保険料（本徴収）納入通知書」
※年度の途中で支払方法が変わる人は、特別徴収と普通徴収の両方の通知書が届きます。

問合せ 福祉課 ☎内線二三三

町長と語る

トーク広場

第28回

人権侵害をなくそう！ 頑張る人権擁護委員の皆さん

十一月には「人権文化

コンサート」を開催

人権侵害をなくし、誰もが幸せに生きられるよう、日々、頑張っているのが人権擁護委員の皆さん。葉山には現在、六人の委員があり、人権相談や啓発活動に取り組んでいます。

また、人権意識の高揚と普及を図るため、十一月には「人権文化コンサート in HAYAMA」を開催します。そこで、人権擁護委員会の横田昌和会長と伊東清委員のおふたりに、活動の状況や今年の啓発イベントについて伺いました。

お知らせ

町長 最近是人権に大きな関心が集まっています。人権の専門家として、普段どんな活動をなさっていますか。

横田 人権相談と啓発活動。この二つが、われわれ人権擁護委員の大きな仕事です。人権相談の方は、普段は委員がそれぞれ自宅で行いますが、ほかに月一回、特設相談の日を設けて、いろいろな相談に乗っています。また、地方事務局などで、女性の人権ホットラインや子どもの人権一〇番が、開設されていて、人権擁護委員などが電話で対応しています。

伊東 町の特設相談は毎月の第二火曜日。役場の会議室で開きます。昨年はその前の年と比べると相談件数が増えました。

町長 相談内容では、どんなものが多いですか。

横田 相談で多いのは近隣とのトラブルで、次に多いのが親子関係などの家庭問題と賃貸借のトラブルですね。また、最近はいんターネット上でのトラブルによる相談も増えてきました。

伊東 日々の暮らしの中での悩み事相談も多いですね。

横田 このような中から問題の本質をとらえ、いかに的確に対応するかが私たち委員に課せられた大きな課題なんです。

伊東 社会が複雑化し、さまざまな問題が発生しています。そこには人権問題が隠れていることも考えられますので、ぜひ身近な人権擁護委員に相談して欲しいと思います。

町長 ところで、いろいろな相談ごとを通して、どんなことを強く感じていますか。

伊東 最近、協調とか助け合いの精神がどんどん失われているようで、とても残念な気がします。

横田 同感ですね。相談される人には、相手の言い分にも耳を傾け、もっとよく話し合ってみたら、とアドバイスするのですが、なかなか当事者双方がお互いに理解し合えるのが難しい状況になっています。

町長 人権擁護委員としては、もう一つの啓発活動も

重要だと思えますが、日頃はどんなことを？

横田 人権問題は「啓発に始まり、啓発に終わる」といわれますし、啓発活動には力を注いでいます。昨年は葉山ふるさとまつりの会場でPRしたり、十二月の人権週間に町内七カ所に看板を掲げるなど、積極的に啓発活動を展開しました。

伊東 さらに、ことしは十一月二十七日（土）に、「人権文化コンサート in HAYAMA」と銘打った啓発イベントを福祉文化会館で開催します。

町長 それはどんな催しですか。

横田 人権への関心と意識を高め、その普及を図るために、横須賀と藤沢両地区の六市二町の人権擁護委員で構成する「横須賀・藤沢人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が主催する一大イベントです。当日は全国中学生人権作文コンテストの優秀作品の発表や人権講演のほか、葉山少年少女合唱団など町内の音楽団体によるコンサートを計画しています。

伊東 人権がテーマのイベントは、どうしても堅苦しくなりがち。そこで、楽しみながら人権問題を考える集いになりました。ぜひたくさんの方の皆さんに参加して欲しいと思います。

町長 それはいいですね。こうした啓発イベントを契機に人権に対する意識が大きく広がり、人権問題の解消に役立てば素晴らしいことだと思います。